

1 奨学のための給付金制度とは

- 高校生等がいる低所得世帯の授業料以外の教育費負担（教科書費、教材費、学用品費、PTA会費、修学旅行費等）の軽減を目的とした、返還不要の給付金です。
(世帯区分に応じて年額32,300円～129,700円を支給します。)
- 支給を受けるには毎年、申請手続が必要です。（申請しなければ給付は受けられません）
- 就学支援金（認定を受ければ授業料を負担する必要がない制度）とは別の手続となりますのでご注意ください（就学支援金や各種奨学金と一緒に利用できます）。

申請
期間

令和2年

7/1(水)～7/31(金)まで

新入生については6/1(月)までの申請で4月から6月相当額の前倒し支給もできます。

2 支給要件（支給対象者）

基準日時点以下の要件全てに該当する方が対象です。

基準日：7月1日（前倒し支給は4月1日）

高校生等（専攻科含む）の
1～3年生が対象

- 高校生等が基準日在学していること
(基準日に休学等している場合は、事前にご相談ください)
- 保護者等（親権者）が鹿児島県内に住所を有していること
(各都道府県により取扱いが異なるため、県外在住の方は早急にお住まいの都道府県に詳細をご確認ください)
- 生活保護（生業扶助）受給世帯または保護者等（親権者）全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額がどちらも非課税（0円）の世帯
(保護者が父母である場合、どちらも非課税であることが必要です)
- 児童福祉法による見学旅行費または特別育成費（母子生活支援施設に入所している高校生等は除く）が措置されていないこと
※ 里親委託費を受給している世帯に扶養されている高校生等は支給対象外です。

3 申請手続の流れ

- ① 申請用紙を取得します ➔ 各学校の事務室にお問い合わせください（鹿児島県教育委員会ホームページからもダウンロードできます。）。
- ② 申請用紙に記入します ➔ 申請用紙に必要事項を記入し、添付書類を準備します。
(4を参照)
- ③ 申請書等を提出します ➔ 各学校の事務室（県外の方は県教育庁高校教育課）へ提出してください。
(5を参照)
- ④ 決定通知が届きます ➔ 支給決定後、各学校を通じて「奨学のための給付金支給決定通知書」を交付します。
- ⑤ 指定口座に振り込まれます ➔ 令和2年12月頃（前倒し支給は8月頃）に支給予定です。
(審査状況によって変更する場合があります。)

4 支給額（年額）・申請に必要な書類

世帯区分	生活保護 (生業扶助) 受給世帯	通信制 通学制	保護者等全員の鹿児島県民税所得割額及び市町村民税所得割額が0円の世帯 (生活保護受給世帯含む)		
			通信制以外		専攻科
			第1子	第2子以降	
支給額※1※2 (高校生等1人当たりの年額)	32,300円	36,500円	84,000円	129,700円	36,500円
申請に必要な書類※3	各世帯区分に応じて、以下の書類を揃えて提出してください。 ※ 対象生徒が一世帯に2人以上いる場合も、生徒ごとに書類を揃えて申請してください。				
①英学のための給付金受給申請書※4 (別記第1号様式)	○	○	○	○	○
②口座振込申出書 ・原則、申請者名義の口座を指定してください。 ・現金受領を希望する場合は不要です。	○	○	○	○	○
③通帳又はキャッシュカードの写し ・金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）がわかる部分の写し	○	○	○	○	○
④生活保護（生業扶助）受給証明書 ・福祉事務所が基準日以降に発行し、「生業扶助」の記載があるもの	○				
⑤マイナンバーカードの写し及び課税証明書等 （市町村役場で発行） ・両親いれば父母それぞれ非課税であること ・課税証明書等は就学支援金の申請で提出する場合は省略できますが、控除対象配偶者分は省略できません。 ・マイナンバーカードの写しは鹿児島県内公立高校1年生（生活保護受給世帯は除く）のみ提出してください。		○	○	○	○
※ マイナンバーカードの写し及び課税証明書等（市町村役場で発行）					
以下⑥～⑩は15歳（中学生を除く）以上23歳未満の兄弟姉妹扶養していることを確認するための書類です。					
⑥15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹の健康保険証の写し				社会保険 （公的保険） ○	（公的保険）
⑦扶養誓約書（様式3）					○
⑧世帯全員の住民票（市町村役場で発行） ・市町村が基準日以降に発行したもの					○
⑨在学証明書（様式4-1）	（県外の高等学校等に在学する場合に必要です。）				
⑩個人対象要件証明書（専攻科のみ） (様式13-1)	※ 基準日以降に学校で発行してもらってください。				
⑪登校状（第5号様式）	（在学する高等学校等による学校徴収金の代理受領を希望する場合に必要です。）				
※1 1人の高校生等につき、年1回、在学中に通算して3回（定期制課程又は通信制課程の場合は4回、専攻科に通う高校生等は通算2回（修業年限が1年の場合は1回））を上限として支給します。ただし、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の支給対象者については、この回数に加えて1回（定期制、通信制は最大で2回まで）支給することができます。					
※2 私立の高校生等の場合、支給額が異なります。					
※3 その他、家庭の状況などに応じて添付書類が必要となる場合があります。					
※4 受給申請書に記載した住所が課税証明書等の住所と異なる場合、申請者の住民票（マイナンバー記載なし）を添付してください。					

5 提出先・お問合せ先

県内の国公立高等学校等に在学 → 各学校の事務室までお問い合わせください。

県外の国公立高等学校等に在学 → 鹿児島県教育庁高校教育課 企画助成係

鹿児島県 留学のための給付金 検索 電話：099-286-5288 Mail : kou-ikaku@pref.kagoshima.lg.jp

鹿児島県教育委員会ホームページ：<https://www.pref.kagoshima.jp/ba05/shougakukyuhukin.html>

※各都道府県の問合せ先は、以下の文部科学省HPに掲載されています。

ホームページ：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm

家計急変世帯も対象になりました

～奨学のための給付金～

奨学のための給付金とは高校生等がいる低所得世帯の授業料以外の教育費負担（教科書費、教材費、学用品費、PTA会費、修学旅行費等）の軽減を目的とした、返還不要の給付金です。

保護者等の失職等により収入が激減し家計が急変した世帯については、保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当する場合、支給の対象となります。

申請期間

令和2年

7月より前の家計急変：7/1（水）～7/31（金）

7月以降の家計急変：随時

※ 申請時期により支給額が異なります。

1 支給要件（支給対象者）

高校生等（専攻科含む）の
1～3年生が対象

基準日時点で以下の要件全てに該当する方が対象です。

〔基準日：7月より前の家計急変は7月1日。〕

〔7月以降の家計急変は申請の翌月（申請が月初めの場合申請の月）の1日〕

- 高校生等が基準日に在学していること
(基準日に休学等している場合は、事前にご相談ください)
- 保護者等（親権者）が鹿児島県内に住所を有していること
(各都道府県により取扱いが異なるため、県外在住の方は早急にお住まいの都道府県に詳細をご確認ください)
- 家計急変による経済的理由から道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税世帯相当であると認められること
※ 支給決定までに家計急変が解消された場合、対象とならない場合があります。
- 児童福祉法による見学旅行費または特別育成費（母子生活支援施設に入所している高校生等は除く）が措置されていないこと
※ 里親委託費を受給している世帯に扶養されている高校生等は支給対象外です。

2 支給額（年額）・申請に必要な書類

世帯区分	通信制	通信制以外		専攻科
		第1子	第2子以降	
支給額第1表第3 (高校生等1人当たりの年額)	36,500円	84,000円	129,700円	36,500円
申請に必要な書類 ^{※4}	各世帯区分に応じて、以下の書類を揃えて提出してください。 ※ 対象生徒が一世帯に2人以上いる場合も、生徒ごとに書類を揃えて申請してください。			
①授業のための給付金受給申請書 ^{※5} (別記第1号様式の1)	○	○	○	○
②口座振込申出書 ・原則、申請者名義の口座を指定してください。 ・現金受領を希望する場合は不要です。	○	○	○	○
③通帳又はキャッシュカードの写し ・金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)がわかる部分の写し	○	○	○	○
④譲税証明書等(市町村役場で発行) ・給与収入、扶養家族の記載が省略されていないものであること。 ・譲税証明書等は就学支援金の申請で提出する場合は省略できるが、控除対象配偶者分は省略できません。	○	○	○	○
⑤家計急変の発生理由を証明する書類 ・離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、停業等届出など家計急変の事由や時期がわかる書類を提出してください。	○	○	○	○
⑥家計急変後の収入見込みがわかる書類 ・給与明細、会社作成の給与見込み、税理士又は公認会計士の作成した証明書類など家計急変後の収入が見込める書類を提出してください(失業等で他に収入がない場合を除く)。	○	○	○	○
⑦在学證明書(様式4-1)	(県外の高等学校等に在学する場合に必要です。) ※ 基準日以降に学校で発行してもらってください。			
⑧個人対象要件証明書(専攻科のみ) (様式13-1)				
⑨委任状(第5号様式)	(在学する高等学校等による学校収金の代理受領を希望する場合に必要です。)			

※1 1人の高校生等につき、年1回、在学中に通算して3回(定時制課程又は通信制課程の場合は4回)、専攻科に通う高校生等は通算2回(修業年限が1年の場合は1回)を上限として支給します。ただし、高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の支給対象者については、この回数に加えて1回(定時制、通信制は最大で2回まで)支給することができます。

※2 私立の高校生等の場合、支給額が異なります。

※3 申請時期により金額は異なります。

※4 その他、家庭の状況などに応じて添付書類が必要となる場合があります。

※5 受給申請書に記載した住所が課税証明書等の住所と異なる場合、申請者の住民票(マイナンバー記載なし)を添付してください。

3 提出先・お問合せ先

県内の国公立高等学校等に在学 → 各学校の事務室までお問い合わせください。

県外の国公立高等学校等に在学 → 鹿児島県教育庁高校教育課 企画助成係

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1

電話: 099-286-5288 Mail: kou-ikaku@pref.kagoshima.lg.jp

鹿児島県教育委員会ホームページ: <https://www.pref.kagoshima.jp/ba05/shougakukyuhukin.html>

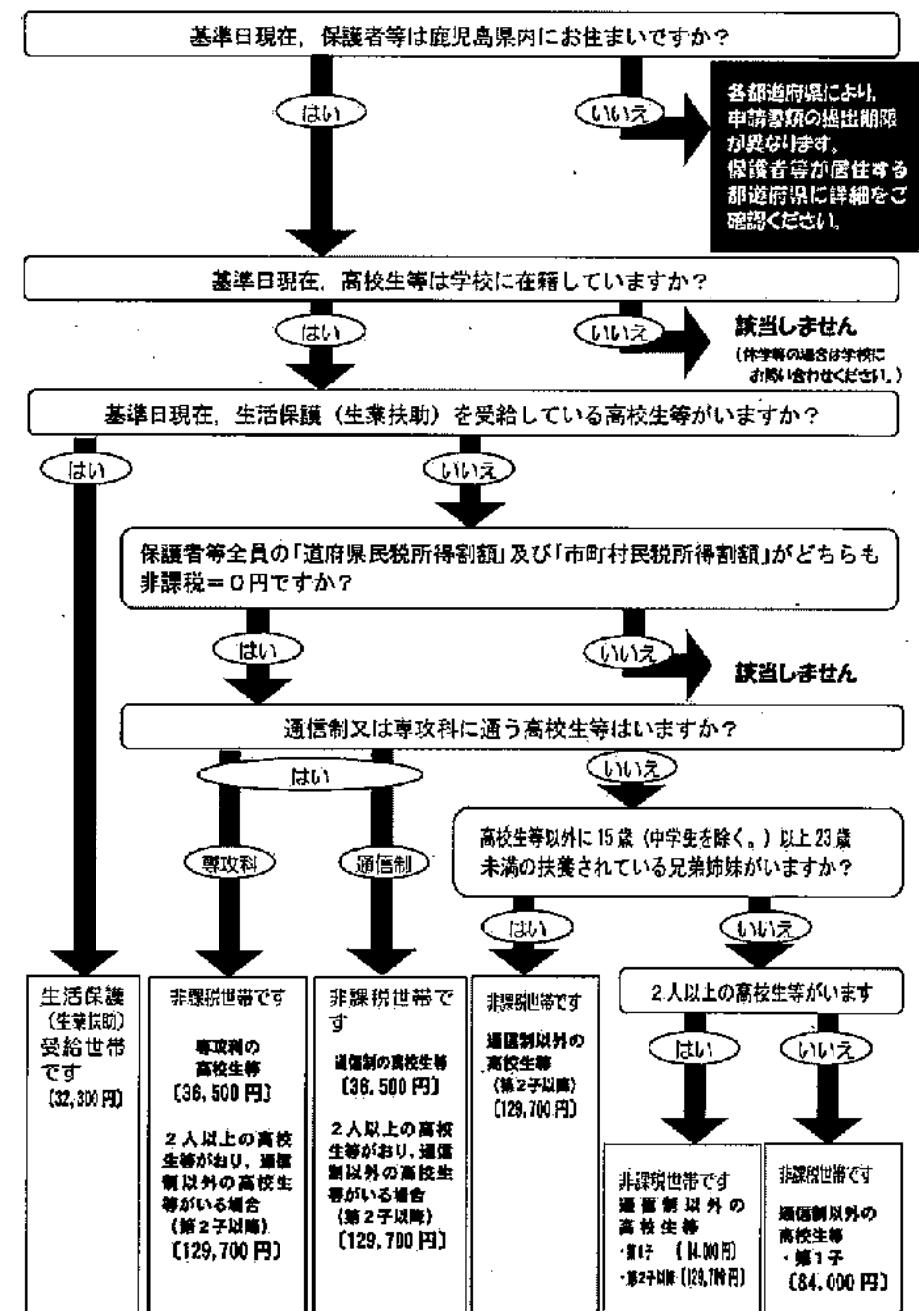
※各都道府県の問合せ先は、以下の文部科学省HPに掲載されています。

ホームページ: http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm

支給パターン例（世帯構成別）

対象外	給付金対象	対象外
中学生以下	高校生等（公立高校生、國立高等1～3年生、専修科）	23歳未満
		扶養されている 扶養されていない
高校生等が1人の場合	中学生以下の子の 育児扶助対象ではありません 第1子 ■公立 84,000円 扶養されていない子は、 子の親として購入しません	
第1		
高校生等が2人以上いる場合	第2子以降 第1子 ■公立 129,700円 ■公立 84,000円	
第2		
高校生等以外に、15歳（中学生を除く）23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合	第2子以降 ■公立 129,700円 第1子 （支給なし） 地対応の対象にはならないが、 子の親としては購入します	
第3		
高校生等が双子の場合	第2子以降 第2子以降 ■公立 129,700円 ■公立 129,700円 第1子 （支給なし） 高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合は、割り当てられません。	
第4		
通信制又は専攻科に通う高校生等がいる場合	第2子以降 第1子 ■公立 129,700円 ■公立 84,000円 ・兄（姉）を第1子、弟（妹）を第2子以降として受け取る申請書を提出してください ・兄弟に23歳未満の扶養されている兄・弟がある場合は、割り当てられません	
第5		
第6	通信制・専攻科 ■公立 36,500円 （生産保護（生業扶助）受給世帯） ・1ヶ月の部分にかかる費用 ・1回、実家などへ通づり 36,500円を支給します。	
第7	通信制・専攻科以外 （第2子以降） 通信制・専攻科 （第2子以降） 通信制・専攻科 ■公立 129,700円 ■公立 129,700円 ■公立 36,500円	

奨学のための給付金支給対象者診断チャート【国公立の場合】



しょうがく きゅうふきん 奨学のための給付金 Q&A

Q 1. 申請したら、必ず全員に支給されますか？

A 1. 支給要件を満たし、かつ、申請書類に不備がなく、審査の結果、支給対象と決定したときに支給されます。

Q 2. 対象となる学校は？



- A 2. 国公立私立の高等学校（専攻科を含む。）・中等教育学校後期課程
・高等専門学校（1年生～3年生）
・専修学校高等課程
・国家資格者養成課程に指定された専修学校一般課程や各種学校のうち、
①理容師、②美容師、③准看護師、④調理師、⑤理療衛生師の国家資格者
養成課程の指定を受けたもの

Q 3. 高校2年生と高校1年生の子どもがいる場合、給付額はいくらになりますか？

A 3. 公立高校に在学中の場合、高校2年生は第1子の高校生であるため84,000円、高校1年生は高校2年生の兄（姉）がおり、第2子以降に該当するため129,700円となり、世帯合計で213,700円となります。

なお、申請書類は一人ずつ、それぞれ在学する高等学校へ提出してください。

※ 私立高校に在学している場合は、給付額が異なります。

詳しくは学校、または県学事法制課（電話099-286-2146）までお問い合わせください。

Q 4. 双子でそれぞれ違う公立高等学校へ入学した場合の支給額はどうなりますか？ (保護者等の被扶養者が双子のみの場合)

A 4. 全日制であれば、第1子に該当する場合は84,000円、第2子以降に該当する場合は129,700円となります。申請書類はそれぞれ在学する高等学校へ提出してください。

Q 5. 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額とは何ですか？

A 5. 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額とは、道府県民税及び市町村民税のうち、1年間の所得に応じて決まる税額のことです。

（収入や所得とは異なります。）

◆ 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額は以下の書類で確認することができます。

○課税証明書（市町村役場で発行）

○市民税・道府県民税等の「特別徴収税額の決定・変更通知書」

（勤務先を通じて6月頃に配布されます。大切に保管してください。）

○住民税納税通知書（自営業の場合に市町村から送付）

※源泉徴収票では確認できません。

CHECK!!

	所得割額	課税証明書
市町村	□	□
県民税	□	□

Q 6. 確定申告をしていませんが、どうすればいいですか？

A 6. 確定申告をしていない場合（課税証明書の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の欄が「＊＊＊＊＊（アスタリスク）」になっており、備考欄に「被扶養者」とある場合）、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を確認することができないため、申請はできません。お住まいの市町村役場にて道府県民税及び市町村民税の申告をした上で課税証明書の交付を受け、申請期間内に申請手続を行ってください。



Q 7. マイナンバー及び課税証明書等はいつ提出するのですか？

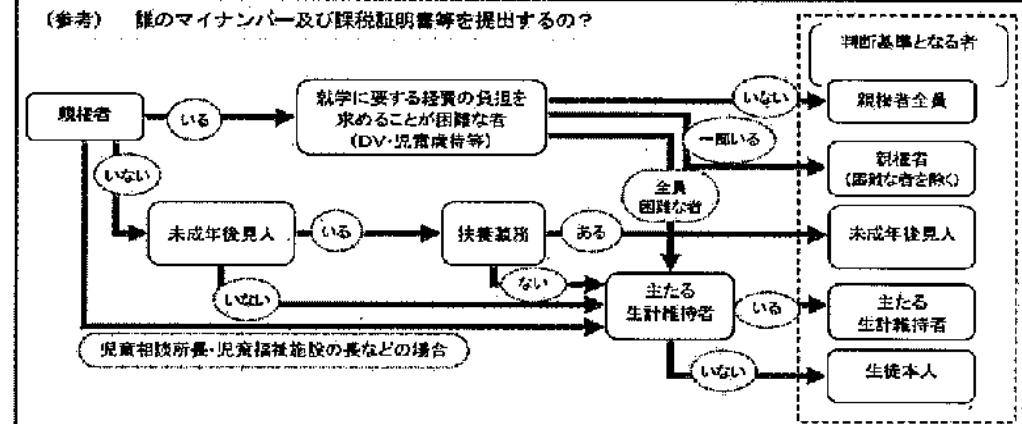
A 7. 1年生のみ就学支援金の受給資格認定申請時（4月）にマイナンバーを提出します。課税証明書等は7月の中詰の際に申請書等と一緒に提出します。

※ 2、3年生、高専、専攻科、県外公立高校は7月の中詰の際に課税証明書等を提出します。マイナンバーの提出は不要です。

Q 8. マイナンバー及び課税証明書等は同居している祖父母等も必要ですか？

A 8. 原則として、親権者の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額により判断しますので、祖父母等と同居していても、祖父母等のマイナンバー及び課税証明書等は必要ありません。親権者が父母の場合は、父母2人分を提出してください。

（参考）誰のマイナンバー及び課税証明書等を提出するのですか？



Q 9. 父親が海外勤務のため課税証明書が発行できません。このような場合も対象になりますか？

A 9. 海外赴任等で日本国内に住所を有しない場合（所得確認ができない場合）は、対象外です。

Q 10. 7月1日に休学している場合は給付金の対象になりますか？

A 10. 休学が病気その他のやむを得ない理由によるもので、休学期間が6か月以内かつ年度内の復学が認められる場合は支給対象となります。詳しくは学校へお問い合わせください。

Q 11. 給付金支給後に退学した場合は、返還する必要がありますか？

A 11. 支給は基準日（7月1日）で判断します。基準日以後の世帯状況等の変化、休学や退学などによる給付金の支給及び返還は行いません。

Q 12. 申請者が外国籍の場合は対象になりますか？

A 12. 支給要件を満たし、かつ、鹿児島県内に住所を有していれば対象になります。県外にお住まいの場合は、お住まいの都道府県で申請してください。

